〃 ＰＭＪ－ＪＧ型 （ＰＭＪⅠ－501ＪＧ型～ＰＭＪⅠ－7200ＪＧ型） （ＰＭＪⅡ－501ＪＧ型～ＰＭＪⅡ－7200ＪＧ型）	〃　－2	〃　－2
フジクリーン　ＬＰ－５型	5－04－１Ｅ－002	5－09Ｋ－１Ｅ－001
〃　ＬＰ－７型	〃　－1	－1
〃　ＬＰ－10型	〃　－2	－2
富士工機㈱ 代表取締役　福井　俊夫		
フジクロンＫ型合併浄化槽 フジクロンＫ－Ａ型（51～500）	5－04Ｋ－Ｈ－012	5－09Ｋ－Ｈ－006
〃 〃　－Ｂ１型（51～500）	〃　－1	〃　－1
〃 〃　－Ｂ２型（51～500）	〃　－2	〃　－2
〃 〃　－Ｃ１型（51～500）	〃　－3	〃　－3
〃 〃　－Ｃ２型（51～500）	〃　－4	〃　－4
〃 〃　－Ｃ３型（51～500）	〃　－5	〃　－5
〃 〃　－Ｃ４型（501～1000）	5－04Ｋ－Ｈ－013	5－09Ｋ－Ｈ－007
〃 〃　－Ｃ５型（501～1000）	5－04Ｋ－Ｈ－012－1	〃　－1

○四国地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月五日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	数	地の幅員	延長
山河内県道徳島池田線横瀬川字横瀬一番地先から同町大字内野山字九番地まで	後	一一	四二・二	七九八・一一
	前	一一	五五・四	七九八・一一
			メートル	キロメートル
	後		四四・二	〇・〇七九
	前		四四・二	〇・〇七九
			メートル	キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○北海道開発局告示第百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年十一月五日

北海道開発局長　関　克己

第１　起業者の名称　北海道及び石狩西部広域水道企業団

第２　事業の種類　一級河川石狩川水系当別川当別ダム建設工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道石狩郡当別町字青山及び字青山奥地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道石狩郡当別町字青山地内及び字青山奥地内に施行する「一級河川石狩川水系当別川当別ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道用水供給事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うこととされているところ、本件事業の施行される区間は、同法第９条第２項の規定により国土交通大臣が指定する区間であり、当該区間内の国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、都道府県知事が行うこととすることができるとされていることなどから、起業者である北海道は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

また、石狩西部広域水道企業団は、水道法第26条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川石狩川水系当別川（以下「当別川」という。）は、その源を暑寒別山系の察来山に発し、ピンネシリ山、別狩岳の間を南北に貫流し、途中一番川、二番川等の支川を合わせながら南下し、北海道石狩郡当別町（以下「当別町」という。）の市街地を流下した後、一級河川石狩川水系石狩川（以下「石狩川」という。）の右岸に合流する、流域面積309.5㎢、流路延長72.5㎞の河川である。

当別川の流域は大部分が当別町に存しており、古くから当別町の基幹産業である農業のためのかんがい用水のほか、水道用水の水源として利用され、当別町の社会、産業、経済の基盤をなしている。

当別川は、融雪期、台風期を中心にたびたび洪水に見舞われていたことから、昭和12年までに石狩川本川の工事に合わせ、合流地点から両岸に延長９㎞の築堤を実施したが、昭和36年及び昭和37年に連続して洪水被害を受けたことから、昭和38年以降は中下流域の河川改修工事が実施されている。しかしながら、昭和45年５月には融雪期と豪雨が重なり、床上浸水３戸、床下浸水16戸、浸水農地172haの被害を受け、昭和56年８月には台風12号による床上浸水66戸、床下浸水151戸、浸水農地3,610haの被害を受け、その直後に台風13号に見舞われるなど、大きな被害を受けており、最近では平成９年８月などにも浸水による被害を受けている。